

パートナーシップ宣誓制度について（報告）

1 目的

松本市では、性的マイノリティの方々をはじめ、性別にかかわらず、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、多様な性や生き方を認め合い、自分らしく暮らしながら、個性や能力を発揮できる社会の実現を目指しています。

パートナーシップ宣誓制度を導入することで、性的マイノリティ・宣誓者の方々生きづらさや悩みが少しでも解消され、地域社会に性的マイノリティの方々への理解が進み、多様性と活力に満ちたまちの実現につなげることを目的とします。

2 制度開始（令和3年4月1日）からの性的マイノリティの人権に関する取組み等の経過

(1) パートナーシップ宣誓手続

第1号（4月23日）、第2号（5月9日）、第3号（5月25日）、
第4号（8月18日）、第5号（10月14日）

(2) 出前講座（性の多様性）

第一生命保険株式会社（5月17日）、城北地区公民館（8月6日）、
太陽生命松本支社（8月20日）、かんぼ生命保険松本支社（8月24日）、
波田教会（8月29日）、岡田公民館（10月18日）、
中信勤労者医療協会（10月1日・25日）
長野県公立高校教職員組合（11月6日）

(3) 研修

ア 職員研修（星野慎二先生 5月14日、24日、7月6日、12日）
イ 地区人権啓発推進連絡協議会総会・研修会（8月3日）
ウ 企業人権啓発推進連絡協議会講座（9月27日）
エ 人権を考える市民のつどい（11月20日予定）

(4) 周知啓発活動

ア 人権映画の日（4月7日）
イ 広報まつもと6月号 特集記事掲載（6月1日）
ウ FMまつもと 市政広報番組制作（6月17日）
エ テレビ松本 広報まつもと番組制作（6月21日～25日）
オ 性の多様性に関するリーフレット作製（6月30日）

3 今後の予定

制度の内容及び性的マイノリティ（少数者）の人権擁護の周知啓発活動を、今後も行っていきます。

具体的には、企業・医療機関、学校等への出前講座（4団体開催予定）及び説明のための訪問活動、動画の作成等を予定しています。